

生駒市規則第14号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表中「88,500円」を「95,000円」に、「77,400円」を「80,000円」に、「66,400円」を「75,000円」に、「51,900円」を「54,000円」に、「49,600円」を「52,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。